

平成 26 年 3 月 15 日

受益者の皆さまへ

三菱UFJ投信株式会社

「グローバル・トップ・プレイヤー40（愛称：四銃士）」の
繰上償還（予定）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者の皆さまにご投資いただいております「グローバル・トップ・プレイヤー40（愛称：四銃士）」（以下、「本件ファンド」と言う。）は、平成 26 年 5 月 29 日（木）をもちまして繰上償還を実施させていただく予定でありますので、ここにお知らせ申し上げます。なお、この繰上償還に対してご異議のないお客さまは、特に必要なお手続きはございません。

何卒、この繰上償還の趣旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. ご連絡

1. 対象ファンド

「グローバル・トップ・プレイヤー40（愛称：四銃士）」

2. 繰上償還の理由

平成19年8月31日に設定いたしました本件ファンドは、純資産残高が著しく減少しており、投資信託約款第46条第8項に定める口数（10億口）を下回っていることから、繰上償還を選択することといたしました。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. 本件ファンドの繰上償還に係るお手続き

本件ファンドの繰上償還（以下、本繰上償還）にご異議のないお客さまは、特に必要なお手続きはございません。

なお、本繰上償還にご同意いただけない場合は、異議申立を行うことができません。詳しくは、「II. 異議申立・買取請求のお手続き」をご参照ください。

4. 繰上償還決定から償還までの運用について

繰上償還決定から償還まで基準価額は変動いたしますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間においては運用の基本方針に沿った運用ができなくなることがある点にご留意ください。

5. 一部解約のお申込みに関する留意点

他の受益者の皆さまの解約の状況により、最後の受益者となった場合は、一部解約のお申込みがあった場合でも、繰上償還によるご換金となります。

その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、予めご了承下さい。

II. 異議申立・買取請求のお手続き

1. 異議申立とは

本繰上償還は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 32 条及びその関連法令に基づいて、本繰上償還にご異議のあるお客さまは、異議申立を行うことができます。

本繰上償還に対してご異議のないお客さまは、特に必要なお手続きはございません。

【概要】

日付	内容	詳細
平成 26 年 3 月 15 日 (土)	公告日 (電子公告)	
平成 26 年 3 月 15 日 (土) ↓ 平成 26 年 4 月 24 日 (木)	①異議申立	異議申立の受付期間中に、『必要記載事項』をご記入した書類を送付することにより、この繰上償還に関する異議を申し立てることができます。 ※お手続きの詳細は次頁をご覧ください。
平成 26 年 4 月 25 日 (金)	②繰上償還正式決定	異議申立を行ったお客さまの受益権の口数を集計し、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、本件ファンドの繰上償還実施を決定します。
平成 26 年 5 月 2 日 (金) ↓ 平成 26 年 5 月 21 日 (水)	③買取請求	②で本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立を行ったお客さまは、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。 ※お手続きの詳細は次頁以降をご覧ください。
平成 26 年 5 月 29 日 (木)	繰上償還日 (予定)	②で本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施します。

2. 異議申立のお手続き

a. 本件ファンドの繰上償還に対してご異議のないお客さま

⇒お手続きの必要はございません

b. 異議申立の手続き

平成26年3月15日(土)現在の受益者の方は、異議申立の受付期間中(平成26年3月15日(土)～平成26年4月24日(木))に、三菱UFJ投信に対して本状に同封しました「異議申立書兼個人情報の販売会社宛提供に関する同意確認書」(以下、「異議申立書」といいます)により、本繰上償還に関する異議を申し立てることができます。

本繰上償還に対して異議のある受益者の方は、「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、三菱UFJ投信宛(住所は【宛先】をご参照ください)にご郵送下さい(平成26年4月24日(木)弊社到着分までを有効とさせていただきます)。

【受益者の方にご記入いただく内容】

- ① お名前(署名、捺印)
- ② ご住所
- ③ ご連絡先電話番号(日中連絡先)
- ④ ご購入の販売会社名・お取引店名・口座番号

【宛先】〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ投信株式会社 営業企画推進部 繰上償還担当宛

なお、記入内容に不備等がございますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご留意下さい。また、異議申立を行った受益者の方の受益権口数等の確認のため、三菱UFJ投信から取扱販売会社に対して口数等の確認を行いますので、あわせてご承知おき下さい。

※この異議申立書にて知りえた個人情報は、本件以外には使用いたしません。

3. 繰上償還正式決定

異議申立を行ったお客さまの受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成26年5月29日(木)に本件ファンドの繰上償還を実施します。

なお、異議申立を行ったお客さまの受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本件ファンドの繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨及びその理由等を、異議申立の受付期間終了後に、電子公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本件ファンドの知られたる受益者の皆さまに対してご購入販売会社を通じて交付します。

4. 買取請求のお手続き

<買取請求とは>

本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立を行ったお客さまは、以下の手続きにより、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

異議申立を行ったお客さまが必ず買取請求しなければいけないものではありません。また、引き続き保有していただくことも、通常通り売却していただくこともできます。

※本書に記載の「買取請求」とは、この繰上償還に異議申立を行ったお客さまのみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

※異議申立の有無にかかわらず、ご購入販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成 26 年 5 月 2 日（金）から平成 26 年 5 月 21 日（水）まで

(2) 買取請求の手順

【概要】

異議申立を行った お客様	販売会社 (ご購入販売会社)	委託会社 (三菱UFJ投信)	受託会社 (三菱UFJ信託銀行) 再信託受託会社 (日本マスタートラスト信託銀行)
買取請求書類お受取		①買取請求書類送付	
②買取請求書類 ご記入 お取引店にご提出	取次	取次	受理
			③買取実行
買取代金お受取			④買取代金振込
投資信託取引報告書 (買取計算書) お受取			⑤投資信託取引報告書 (買取計算書) 送付

- ① 本件ファンドの繰上償還に異議申立を行った受益者さまに、弊社からご案内及び「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」等の買取請求に係る書類を送付いたします。
- ② 買取請求を希望される受益者さまは、「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき添付書類と共に取扱販売会社の取引店へご提出いただきます。
- ③ 三菱UFJ信託銀行（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行）が買取請求必要書類を受理し、ファンドの信託財産による買取を実行します。

- ④ 買取代金は、日本マスタートラスト信託銀行から買取請求を申し込まれた受益者さまのご指定の口座へ振り込むことによりお支払いします。なお、振込手数料については買取請求を申し込まれた受益者さまのご負担とし、買取代金より差引かせていただきます。
- ⑤ 買取完了後、日本マスタートラスト信託銀行より、「投資信託取引報告書(買取計算書)」を買取請求を申し込まれた受益者さまへご郵送させていただきます。

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、本件ファンドの繰上償還に対して異議申立を行った受益者さまが、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本件ファンドの投資信託約款の規定に基づいて、本件ファンドの投資信託約款に係る受託会社である三菱UFJ信託銀行(日本マスタートラスト信託銀行)に対して行うものであり、お取引の販売会社に対して行うものではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、買取請求を申し込まれた受益者さまの有する受益権の公正な価額となります。本件ファンドにおいては、日本マスタートラスト信託銀行が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額とさせていただきます。

(5) ご留意点

上記諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がございますので予めご了承下さい。また、繰上償還に対して反対した受益者さまでも通常の換金請求は可能ですが、買取請求を行った受益権については、通常の換金請求を行えませんのでご留意下さい。

買取を請求された受益権に質権等第三者による権利が設定されている場合等、三菱UFJ信託銀行(日本マスタートラスト信託銀行)ならびに三菱UFJ投信の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、三菱UFJ信託銀行(日本マスタートラスト信託銀行)ならびに三菱UFJ投信は一切責任を負いませんのでご承知おき下さい。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先：三菱UFJ投信株式会社
コールセンター 0120-548066 (土日祝日を除く 9:00~17:00)